令和4年3月(第7回)経営協議会議事要旨

日 時 令和4年3月23日 (水) 13時30分 \sim 16時57分場 所 本部棟第一会議室(ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を併用) 出席者 16/16

(学外委員) 亀山 郁夫、板東 久美子、鍵本 芳明、伊東 香織、川﨑 誠治、 近藤 弦之介、松田 正己、加藤 貞則、梶谷 俊介の各委員 (亀山 郁夫、板東 久美子、伊東 香織の各委員は、ウェブ会議システム 「Microsoft Teams」を使用して出席)

(学内委員) 槇野 博史 (学長)、高橋 香代 (理事)、舟橋 弘晃 (理事)、 那須 保友 (理事)、前田 嘉信 (理事)、袖山 禎之 (理事)、 阿部 匡伸 (理事)の各委員

欠席者

(学外委員) なし (学内委員) なし

陪席者

青山 肇、大原 あかねの各監事 佐藤 兼郎、藤原 恵子の各非常勤理事

○ 前回議事要旨の確認

令和4年1月開催(第6回)の議事要旨(案)について、原案のとおり承認された。

〇 議 事

- 1 審議事項 ※審議事項(10)は陪席制限
- (1) 医歯薬学総合研究科博士課程改組について

高橋理事から、医歯薬学総合研究科博士課程を改組することについて提案があり、 続いて、伊達医歯薬学総合研究科長から、資料1に基づき、改組計画の概要として、 現在の4専攻を1専攻(医歯薬学専攻)に大括り化し、3学位プログラム並びにがん の基礎研究と臨床応用、感染症/救急災害医療及びデータサイエンス/AI、先端歯科 医療技術の開発・応用等の4選択プログラムに改組する提案があり、審議の結果、承 認され、文部科学省への申請に向けて準備を進めることとなった。

このことに関し、委員から、3つの学位プログラムに分かれていることと、学修者のテーマに応じているとの話とどう結びつくのか、また、今までの専攻も医歯薬で連携したような形専攻となっており、今までとの違いについて質問があり、伊達研究科長から、どの学位プログラムに在籍している学生でも同様のことを学ぶことができる共通科目を設定していることが特徴であり、所属する学位プログラムに重点を置きつつ、共通の科目を学びやすいような仕組みになっている旨回答があった。

委員から、授与する学位に「博士(学術)」があるが、今回の改組によりどういうケ

ースに授与されるのか質問があり、舟橋理事から、「博士(学術)」は、本学の各研究 科で存在しており、非常に基礎的な学問を修めた際に、本人の申し出により当該学位 を授与する場合がある旨回答があった。続いて、同委員から、各学位プログラムに定 員が厳格に設定されるかとの質問があり、伊達研究科長から、各学位プログラムに設 定している定員数はあくまでも目安であり、志願者のことも考慮して出しているもの であり、全体で総定員 128 名を募集人員としている旨回答があった。

(2) 環境生命自然科学研究科改組について

高橋理事から、資料2に基づき、自然科学研究科と環境生命科学研究科を統合した改組することについて提案があり、続いて、村田環境生命科学研究科長から、資料2に基づき、現在の環境生命科学研究科及び自然科学研究科を再編統合し、環境生命自然科学研究科とすることとし、改組計画の概要として、現在の博士前期課程12専攻及び博士後期課程7専攻を1専攻(環境生命自然科学専攻)化し、博士前期課程4学位プログラム及び博士後期課程4学位プログラムに改組して、研究科共通で前期・後期の課程にかかわらず共通で履修できるいくつかのサブプログラムを設定することで、基本的に約10単位をベースに自身の専門プラスアルファで、特に現在の社会課題に共通する科目をすべての学生が履修できるよう設計していること、併せて、文部科学省との事務相談でも大筋で了承されており、令和5年4月設置を目途に準備を進めている状況である旨説明及び提案があり、審議の結果、承認された。

このことに関し、委員から、この改組計画と次の議題にあるグリーンイノベーションセンターの設置との関係性について質問があり、阿部理事から、グリーンイノベーションセンターは全学センターとして設置するものであり、教員が協力して脱炭素・地域循環共生圏、地方創生ということをターゲットにしてやっていくこととしていること、なお、いわゆるカーボンニュートラル施策については、カーボンニュートラル戦略本部を設置し、地域の方々への情報提供から研究の依頼を受ける等により貢献していくことを考えていることの回答があった。

委員から、社会のニーズに対応すること自体は必要なことであると思いつつも、一方で、あまりにも社会のニーズと言い過ぎ、それにとらわれすぎて、純粋な興味から研究を深めることがよくないとされるのもどうかとも思うので、学修者主体といった社会のニーズを中心に研究を深めたい人と現在はわからないが自身の興味関心のある研究を突き詰めたい人と両立ができるような仕組みをぜひ残してほしい旨意見があり、高橋理事から、今回の構想にもそのことも考慮して計画している旨回答があった。

委員から、今回の2研究科の改組も来年の4月からスタートということであるが、時代に合った新しい教科も作る作業をこれから進めていくのか、従来の教科をそのまま誰でも受け入れるということとなっているのか質問があり、高橋理事から、リーダーシップと SDGs 等の研究科共通科目は従来のものをもとにしているが、新しく科目設定をするものもある旨回答があった。

(3) グリーンイノベーションセンターの設置について

高橋理事から、標記センターを設置したい旨提案があり、続いて、阿部理事から、資料3に基づき、令和4年4月1日付けで全学センターとして標記センターを設置し、「木造建築・林業・サプライチェーン部門」と「グリーン by デジタル部門」の2部門を設置することとしたいこと、当該センターにおいて、木質材料研究や木造建築や設計をする研究を実施し、林業等における DX 推進支援もすることとしており、フィールドとして真庭市の「林業・木材・木造建築教育研究ゾーン」で活動をすることとしていること、また、岡山地域の企業の DX 化を推進したいとも考えており、研究科の関係教員やサイバーフィジカル応用研究拠点の AI 研究の教員にサポートをお願いすることとしており、脱炭素に向けた施策として本学の目玉にしていきたいこと、さらに、カーボンニュートラルに対しても、独自の政策として打ち出して行くことを考えている旨説明及び提案があり、審議の結果、承認された。なお、阿部理事から、キックオフとして、「岡山県における産業振興とグリーンイノベーション一人材育成と地方創成一」と題したシンポジウムを4月27日(水)に開催予定としており、当該企画の概要についても補足説明があった。

(4) A I・数理データサイエンスセンターの設置について

高橋理事から、標記センターを設置したい旨提案があり、続いて、阿部理事から、 資料4に基づき、令和4年4月1日付けで全学センターとして標記センターを設置し、 標記センターに①文部科学省に認定された「数理・データサイエンス・AI教育プログ ラム認定制度(リテラシーレベル) をもとに全学教育・学生支援機構基幹教育センタ ーで担当している内容を応用基礎レベル、エキスパートレベル及びトップレベルへの 教育にも発展・拡大し、かつ、AI 教育もその対象となってきていることからも、当該 認定制度への対応及び教育プログラムの改善・開発等を担当する「AI・数理データサ イエンス教育推進部門」、②現在 AI 研究を主として実施しているサイバーフィジカル 情報応用研究コア(Cypher)¹を移行し、数理データサイエンスの研究テーマも対象と して加え、かつ、グリーンイノベーションセンターと協力して国際共同研究を推進す る「サイバーフィジカル情報応用研究推進部門」、③サービスフィールドから出てきた データの収集・蓄積及び蓄積データの教育研究活動への提供及び蓄積データのマネタ イズを目的とした「データサービス推進部門」、以上3つの部門を設置する旨の説明と、 その他センターの運営体制の概要及び方向性について、また、今後、教育研究面で各 部局の協力をいただくこととしている旨補足説明があり、審議の結果、承認された。 このことに関し、委員から、企業側の専門的な人がここで教育を受けるとか、実業と 大学とお互いに関わり合った方が内容のレベルが上がると思われるため、その方向性は あるのかどうかとの質問があり、阿部理事から、岡山県の寄付により AI・IoT・セキュ

¹ サイバーフィジカル情報応用研究コア(Cypher)HP https://cypher.okayama-u.ac.jp/

リティ講座でリカレント教育をしており、そのリカレント教育でやっていることを拡大していくために、大学院のプログラムで実施するという動きがあり、また、岡山県の寄付で共創コンソーシアムを作って企業の方と議論をしながら進めており、具体的には、そういうところで議論しつつ進めていきたいと考えており、センターではそれらの方向性や注力すべきところを本学の強みを踏まえ施策を打ち出していくことが大きな目玉であるが、リカレント教育という意味では、大学院あるいは工学部のインターンシップで企業の方々と交流を持って進めていこうと考えている旨回答があった。

委員から、AIとかデータを活用する際に、技術的なことだけではなく、特にデータサービスの推進の際に、様々なリーガルリスクも含め、予防的に対応すべきであり、岡山大学らしく、例えば法的な問題を意識した教育をしていただきたいこと、AI 倫理関係の問題も含め、幅広く意識して進めてほしい旨意見があり、阿部理事から、重々肝に銘じて進めていきたい旨回答があった。

委員から、マネタイズも考えながら企画をされていることはこれから大学のあり方の1つの方向であるが、一方で、金銭的負担が困難な企業もあり、大学のサービスとして、そのような企業にも大学の知見を展開して使ってもらうことも考慮して進めてほしいし、また、シンポジウム等の開催が1つの大きなフィードバックと考えられるが、その情報は意外と届いてない場合も想定されるため、ここで得られた知見を地域の知見として、相乗化を生み出すための今一歩の工夫を議論しつつ進めていってほしい旨指摘があり、阿部理事から、その際は知恵をいただきたい旨回答があった。

(5) 令和3年人事院勧告への対応について

高橋理事から、資料5に基づき、本年度の本学における給与改定については、11 月24日(水)開催の本会議において、例年のとおり人事院勧告に準拠することとす る旨了承され、11月中までに一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」と いう。)が改正されず、本年12月期賞与の引下げが実施されない可能性が出てきたこ とから、当該引下げが実施されない場合、本学も同様に当該賞与の引下げを実施しな い方針とする旨併せて了承されたが、実際に給与法の改正がされなかったため、本学 も同様に引下げを実施しなかった旨説明があり、この度、給与法改正案が閣議決定さ れ、当該引下げが実施される見込みとなり、当該給与法改正案は、①令和4年6月期 以降、期末手当の引下げ、及び②令和3年12月期期末手当の当該引下げ相当額を令 和4年6月期期末手当から減額することとされていることから、本学の対応として、 それらに準拠することが原則であるが、年度を跨いで減額調整がされること、コロナ 禍対応で新たな業務負担が生じていること、減額の額が非常に大きく職員の生活にも 多大な影響を与える恐れがあること、多くの大学が減額はしないという状況であるこ とから、今回のみの特別措置として、②の減額を実施しないこととしたいこと、なお、 年俸制については、原則として人事院勧告の影響を受けない給与制度であり、当分の 間、改正は行わないこととしていること、ただし、平成31年4月導入の新年俸制に ついては、年俸額のうち業績年俸額についての改定を行うこととし、改定後の年俸額 表は令和4年4月1日から適用することとしたい旨説明及び提案があり、審議の結果、 承認された。

(6) 諸規則の改正について

【学則】

①国立大学法人岡山大学管理学則

【規則】

- ②国立大学法人岡山大学職員就業規則
- ③国立大学法人岡山大学非常勤職員就業規則
- ④国立大学法人岡山大学医員等職員就業規則
- ⑤国立大学法人岡山大学職員給与規則
- ⑥国立大学法人岡山大学役員給与規則
- ⑦国立大学法人岡山大学年俸制適用職員給与規則
- ⑧国立大学法人岡山大学再雇用職員就業規則

高橋理事の指名により高月総務・企画部長から、資料6に基づき、標記学則及び標記規則について次の改正理由のためその一部を改正し、令和4年4月1日からそれぞれ施行することとしたい旨説明及び提案があり、審議の結果、承認された。

- ① 国立大学法人岡山大学管理学則
 - グリーンイノベーションセンターを新たに設置するため
 - A I・数理データサイエンスセンターを新たに設置するため
- ② 国立大学法人岡山大学職員就業規則
 - 試用期間を3か月から6か月に改めるため。
 - ・ 特定保健指導を受けるため、必要と認める時間勤務しないことを承認すること ができるよう改めるため
 - ・ 多様な性的指向や性自認のもとで築かれるパートナーシップのあり方を尊重し、 当該関係性を婚姻関係に準ずる取扱いとして休暇等の制度を適用するよう包摂的 に定めるため
 - ・ 子の養育のため始業時刻及び終業時刻を変更する制度の利用要件を緩和するため
 - ・ 子の看護養育休暇の取得対象者を拡充するため
 - 不妊治療に係る通院等のための休暇を新設するため
 - ・ 育児部分休業の取得対象者を拡充するため
 - その他規定の整備のため
- ③ 国立大学法人岡山大学非常勤職員就業規則
 - ・ 多様な性的指向や性自認のもとで築かれるパートナーシップのあり方を尊重し、 当該関係性を婚姻関係に準ずる取扱いとして休暇等の制度を適用するよう包摂的 に定めるため
 - 産前休暇、産後休暇、配偶者出産休暇及び育児参加休暇を無給の休暇から有給

の休暇に改めるため

- ・ 子の看護養育休暇を無給の休暇から有給の休暇に改め、あわせて取得対象者を 拡充するため
- ・ 不妊治療に係る通院等のための休暇を新設するため
- 非常勤講師教育推進手当を廃止するため
- ・ 別表第5の1に定めるリサーチ・アシスタントの基本給を改定し、同表の職名 欄に公認心理士を追加するため
- ・ その他規定の整備のため
- ④ 国立大学法人岡山大学医員等職員就業規則
 - ・ 多様な性的指向や性自認のもとで築かれるパートナーシップのあり方を尊重し、 当該関係性を婚姻関係に準ずる取扱いとして休暇等の制度を適用するよう包摂的 に定めるため
 - ・ 産前休暇,産後休暇,配偶者出産休暇及び育児参加休暇を無給の休暇から有給 の休暇に改めるため
 - ・ 子の看護養育休暇を無給の休暇から有給の休暇に改め、あわせて取得対象者を 拡充するため
 - 不妊治療に係る通院等のための休暇を新設するため。
 - その他規定の整備のため
- ⑤ 国立大学法人岡山大学職員給与規則
 - ・ 多様な性的指向や性自認のもとで築かれるパートナーシップのあり方を尊重し、 当該関係性を婚姻関係に準ずる取扱いとして諸手当の対象とするよう包摂的に定 めるため
 - ・ 社会情勢に鑑み、期末手当の支給割合を改定するため
 - ・ 全学教育・学生支援機構の改組に伴い規定を整備するため
 - ・ 附属学校教員の教員特殊業務手当額を増額改定するため
 - その他規定の整備のため
- ⑥ 国立大学法人岡山大学役員給与規則
 - 社会情勢に鑑み、期末特別手当の支給割合を改定するため
- ⑦ 国立大学法人岡山大学年俸制適用職員給与規則
 - ・ 社会情勢に鑑み、年俸額の支給割合を改定するため
- ⑧ 国立大学法人岡山大学再雇用職員就業規則
 - ・ 社会情勢に鑑み、期末手当の支給割合を改定するため

委員から、非常に画期的な内容が多く、特に、出産や子育でに関するところが充実しており、この後の議題の一般事業主行動計画の話とも相まってダイバーシティの環境推進が進むものと期待をしているが、非常勤職員等が産前産後休暇が有給ということになるが、現時点においてどれぐらい利用されているのか、あるいは、今回の有給化により出費の増につながるが、どれぐらい利用されると見込んでいるかとの質問があり、高橋総務・企画部人事課長から、出産期の職員がどの程度いて、どの程度使用

されるか細かなシミュレートまではできていないが、今後その推移についても確認しながら推進していきたい旨回答があった。

(7) 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 について

高橋理事から、資料7に基づき、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画について、今年度末で現在の計画期間が終了するため、新たな計画を策定する必要がある旨の説明があり、来年度以降の行動計画については両法の一体型として策定することとしたこと、続いて、現在の行動計画の概要及び本学の現状についての説明の後、標記行動計画は、「ダイバーシティ&インクルージョンの推進施策について」(令和3年12月14日)、第5次男女共同参画基本計画2及び国大協アクションプラン。を参考に目標を設定し、これは国大協アクションプランで示された目標と本学の状況を踏まえたものであること、並びに標記行動計画(案)として、本学の課題、3つの目標と取組内容・実施時期の概要について説明があり、当該計画を策定することとしたい旨提案があり、審議の結果、承認された。

このことに関し、委員から、男性を含めた育児休業の取得状況について質問があり、高橋総務・企画部人事課長から、男性の育児休暇について申し出の義務がないことから把握できてないが、ある程度の期間を取る職員が非常に少ない状況であるが、ゼロではなく、今後法律改正され、事業主として周知をする義務が出てきたため、目標は30%であるが、男性も育児休業取得するという環境下にしていけたらと考えている旨回答があった。続いて、同委員から、今まで以上に男性も含め育児休業の取得の促進を事業主として考えていくべきであり、文言として多少抽象的であるが、意識していただいていることが確認でき、さらなる取組みを期待したいが、今後どれぐらい育児休業を取得しているか、データで発表するような状況にもなってくると思われ、男性も義務ではないため、なかなか報告してもらえないかもしれないが、できるだけデータとして把握していただけるようにお願いしたい旨意見があり、高橋総務・企画部人事課長から、データとして整理したい旨回答があった。

委員から、大変前向きな計画を作っており、女性も男性も働きやすい形で規則等の 改定もされ、現在の方向性にもマッチしているものと思われる旨発言があった。

(8) 令和4年度国立大学法人岡山大学予算(案) について

袖山理事から、資料8に基づき、前回の本会議で承認された来年度予算編成方針に 基づいて編成した来年度予算(案)(当初)の総事業規模として、本年度とほぼ同規模 の約753億円(運営費が約635億円、使途が決められている運営費以外が約118億円

³ 国立大学における男女共同参画推進について-アクションプラン(2021 年度~2025 年度)- https://www.janu.jp/wp/wp-content/uploads/2021/03/danjyo actionplan2021-2025.pdf

² 第 5 次男女共同参画基本計画(令和 2 年 1 2 月 2 5 日閣議決定) https://www.gender.go.jp/about_danio/basic_plans/5th/index.html

である旨説明があり、続いて、当該予算案の運営費における支出入の主な事項及びその対昨年度比の状況、併せて、支出予算(案)の主なポイントとして、全学戦略的経費として予算編成方針にある18項目の重点事項に対する配分状況及び主な取組事項、本学独自の枠組みとして創設した、いわゆる「調整枠」の配分状況等、経常的経費(人件費及び部局運営経費)、インフラ経費及び予備費の配分状況についてもそれぞれ説明があった。また、収入予算(案)の主なポイントとして、間接経費及び大学病院収入の計上状況について説明及び提案があり、審議の結果、承認された。

(9) 令和4年度資金運用方針について

袖山理事から、資料9に基づき、標記方針については毎年度策定しているものであるが、本年度と大きな考え方の変更はないこと、その基本方針、短期運用及び中長期運用(対象資金及び予定額、預託先金融機関及び運用金融商品)並びに資金運用益の使途の概要についてそれぞれ説明があり、審議の結果、承認された。

(10) 先端治療・臨床検査センター等整備運営事業の検討について

前田理事から、机上配付資料に基づき、岡山大学病院の経営状況及び先端治療・臨 床検査センター等整備運営事業に関する現在の交渉状況についての報告がなされた後、 今後の対応に関し意見交換を行った。

2 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する本学の対応状況について

那須理事から、資料10に基づき、対策本部設置以降2年が経過したが、大きなクラスターが出ることもなく対応してきている状況であり、前回の本会議以降の対応状況として、今年1月から2月にかけての第6波において罹患者が多かったが、全員自宅療養であったこと、大学拠点接種は3月15日から開始することとし、できるだけ卒業生等を優先して行っており、4月以降は常設で接種できる体制を整えたこと、大学病院における対応状況、県や市の接種会場への派遣状況及び活動制限指針の見直しの状況について説明があり、特に入試において国の指針に基づき、濃厚接触者等への受験機会の付与及び実施体制等について対応の検討をして実施し、大きな混乱もなく終了することができたこと、その他学生の海外派遣や外国人留学生及び外国人研究者等の入国手続きの状況について説明及び報告があった。

(2) 中期目標の提示と中期計画等の作成について

高橋理事から、資料11に基づき、第4期中期目標・中期計画については、3月2日付けで申請のとおり文科省から承認されたが、その他記載事項で追加された事項についてはすでに同日付けで提出しており、今後3月末までに文部科学省から認可される予定である旨報告があり、当該その他記載事項の記載内容の概要としては、別表1の「学部、研究科等及び収容定員」の一部を修正したこと並びに別紙の「予算(人件

費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画」の「1 予算」、「2 資金計画」及び「3 短期借入金」には、文部科学省から指定された計算式から算出して記載したことについてそれぞれ説明及び報告があった。

(3) 令和3年度実施大学機関別認証評価評価結果(案) について

高橋理事から、資料12に基づき、標記認証評価結果(案)が提示され、総合的な状況としては、評価機関である大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合していること、その判断理由として、基準5-3を除くすべての基準を満たしているが、改善を要する点として、当該基準5-3において、医歯薬学総合研究科博士後期課程及び法務研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っていることが挙げられている旨の説明及び報告があり、併せて、その改善状況の概要について報告があった。続いて、今回の標記認証評価においては、内部質保証体制について充分に規則に明記されていなかった旨指摘を受けたことについても報告があった。

(4) 学生の懲戒処分について

舟橋理事から、資料13 (机上配付資料) に基づき、3月17日付けで実施した学生の懲戒処分について報告及びお詫びがあった。

(5) デジタル田園健康特区(仮称)について

那須理事から、資料14に基づき、3月10日(木)開催の国家戦略特別区域*諮問会議において、デジタル技術の活用によって、特に地方部で問題となっている課題に焦点を当て、地域の課題解決の先駆的モデルを目指すデジタル田園特区(仮称)として、岡山県吉備中央町、長野県茅野市及び石川県加賀市の指定が決定された旨報告があり、続いて、現在の国家戦略特区制度(3類型)の概要と区域指定の状況、スーパーシティ型とデジタル田園都市国家構想との関係性及び採択都市における事業構想の概要、当該構想の目指すべきもの、同構想関連施策の全体像の概要等について説明の後、特に、デジタル田園国家構想との関係性において、デジタル人材の育成・確保や地方の課題を解決するためのデジタル実装や誰1人取り残されないための取組などが上げられ、この構想の中にこの特区が位置付けられていることから、本学においても第4期中期目標期間に向けて、地域や地球の課題を解決していくという目標に合致するものであると考えていること、さらに、当該指定の大きな決め手となったのは、本学が医療面において強いということと本学病院が橋渡し研究支援拠点がと臨床研究中核病院であることが非常に高く評価され、当該取組みにより社会実装される様々なも

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/index.html

⁴ 国家戦略特区 内閣府 HP

⁵ 橋渡し研究支援機関認定制度 文部科学省 HP

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/hashiwatashi/index.htm

⁶ 臨床研究中核病院の医療法での位置づけについて 厚生労働省 HP https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-

のを本学病院がその実用化のトラックに乗せていくことを期待されているものであると考えている旨説明があった。また、デジタル田園健康特別区域会議(仮称)に参加して進めていくこととなっており、国家構想に関与して医療・健康分野を先駆けとして様々な分野において総合大学としてコミットしていく予定であり、今後、本会議において定期的に報告していく予定である旨説明及び報告があった。

(6)「デジタルと専門分野の掛け合わせによる産業DXをけん引する高度専門人材育成 事業」採択結果について

舟橋理事から、資料15に基づき、令和3年度補正予算で標記事業に採択されたこと、併せて、標記事業の目的及び内容並びに全体の申請・採択状況について説明があり、本学では、農林水産省のフードシステム戦略で「みどりの食料システム⁷」とデジタルを掛け合わせる事業である旨説明があり、続いて、阿部理事から、当該プログラムの内容として、「みどりの食料システム」の課題解決に資する DX 人材を育成し、サイバー空間情報とフィジカル空間情報の処理技術を併せ持つ高度 DX 人材を育成するため、企業・団体の連携・協力のもと工学部、農学部、自然科学研究科及び環境生命科学研究科で関係科目を開講し教育体制を構築して進めていくとともに、岡山地域の企業の現場におけるインターンシップやリカレント教育を進めていくプログラムを構築するものである旨説明があった。

(7) 学生ベンチャー起業応援広告について

高橋理事から、資料16に基づき、本年度のキャンパスベンチャーグランプリ全国大会で、本学の学生が本年度は文部科学大臣賞テクノロジー大賞に、前年度は経済産業大臣賞ビジネス大賞に選ばれており、2年連続で選ばれたこと自体がなかなかないこともあり、3月17日(木)の日本経済新聞に受賞記念の新聞広告を出したことについて報告があり、また、来週の山陽新聞や読売にも現在データサイエンスや AIの分野で学生が頑張っている様子が掲載される予定であり、今後もアピールして行きたいと考えている旨説明及び報告があり、学長から、いずれの学生も地域の皆様方に育てていただいたおかげであり、改めてお礼申し上げたい旨発言があった。

このことに関し、委員から、大学進学しようとする高校生やその高校生の教員に情報として現在の本学の動きについて学べる場を設定してほしいこと、受賞学生のお話を聞き、一緒に何かできるような場があれば、高校生も活気づき進学意欲にも繋がるのではないかとの意見があり、舟橋理事から、入試・高大接続から学部教育までの一体改革の中で、来年度からはいわゆる SDGs 入試という総合型の入試を導入することとしており、入試や大学の広報活動をさらに強化し周知していきたい旨回答があり、続いて、阿部理事から、DS 部や AI・IoT・セキュリティのリカレント教育の担当教員

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/

Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000185886.pdf

⁷ 農林水産省 HP

も高校を訪問しイベントを企画しているので、今の意見を当該教員に伝え、認識してもらうよう伝える旨回答があった。

(8) 令和4年度国立大学法人岡山大学経営協議会開催日時等について 学長から、資料17に基づき、来年度の本会議の開催予定についてあらかじめ予定 していただくよう依頼があった。

3 その他

(1) 次回開催日について

次回は、6月8日(水) 13時30分から津島地区本部棟において開催することとなった。

以上